

コーポレート・ガバナンス報告書

2023 年 1 月 24 日

N o . 1 都市開発株式会社

代表取締役社長 溝部 孝志

問合せ先：管理部 082-250-3445

証券コード：5529

<https://no-1t.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、急速に変化していく現代の経営環境に的確に対処し、安定的かつ継続的に発展するために組織体制を確立、強化するとともに、経営の執行の公正性、透明性及び効率性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示を実行してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
溝部 孝志	440,000	100.00

支配株主（親会社を除く）の有無	溝部 孝志
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	5 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運営を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適宜把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	1名以上
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者（２名）及び監査法人は、定期的に、また必要に応じて随時会合を開催して各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、相互に連携を深めることで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。	
社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	１名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	０名

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
八納 啓造	他の会社の出身者													

※１ 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係（２）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八納 啓造	—	—	当社事業と関連の深い分野における業務経験と専門知識、一般企業における経営者として長年の経験を有し、人格、見識ともに優れており当社の社外監査役として適任と判断し、選任しております。 また同氏は、当社との間に利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える取締役が存在していないため、個別の報酬開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額の決定につきましては、株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬額の決定は代表取締役に一任しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、議案内容や取締役会資料を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 企業統治の体制の内容 ①取締役会 当社取締役会は、3名の取締役で構成されており、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備しております。 なお、毎月1回の定例会議及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等、重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の適正性及び効率性を監督しております。 ②監査役 当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役

は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(2) 内部監査及び監査役監査

内部監査は、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、管理部が現業部門の監査をしております。管理部の監査については外部に委託することで、全社をカバーする体制としております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者及び外部委託者（各1名）は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は内部監査担当者及び外部委託者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

(3) 会計監査の状況

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士は佐野明彦氏及び本川雅啓氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士2名であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

(4) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

現在は実施しておらず、今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務権限規程、業務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めており、今後も当社の企業規模に適切な内部牽制機能を維持してまいります。

また、企業としてさらなる成長を目指し、継続企業となるためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い企業倫理に従って行動することが必要不可欠であると考え、コンプライアンス規程を周知し、啓蒙活動を行うことでモラルのある行動がとれるよう指導しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないという基本方針のもと、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定・周知することにより、反社会的勢力への対応ルールを明確にし、適切に対応できるよう整備しております。

また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

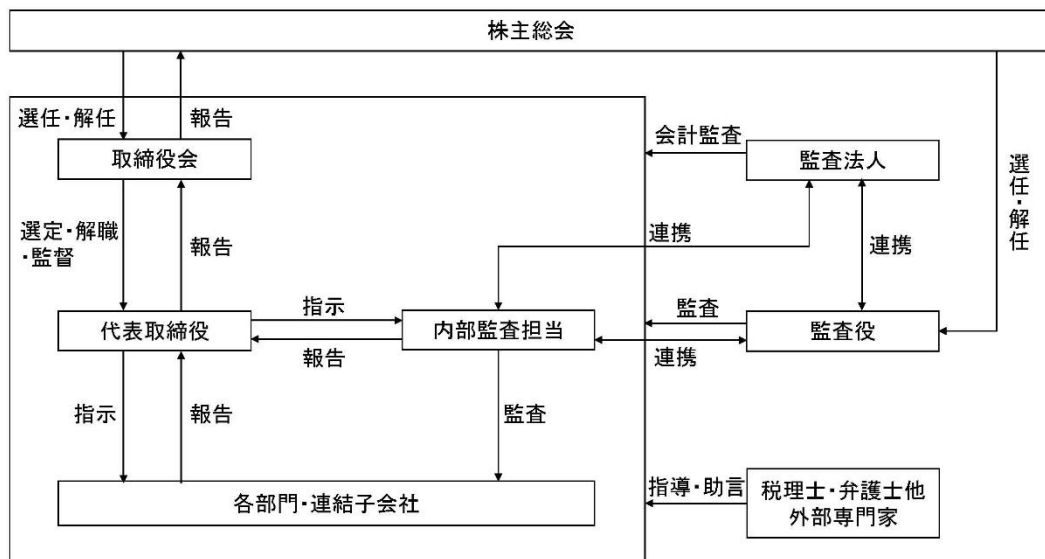
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

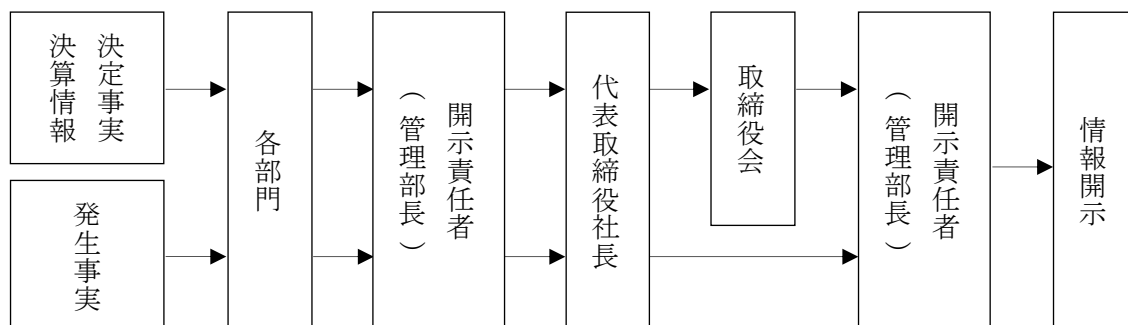
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図



(2) 適時開示体制の概要



以上